

特別養護老人ホーム桑寿園 料金表

令和3年4月～

訪問介護

☆身体介護	20分未満	20分以上～30分未満	30分以上～1時間未満	以降、30分増ずごとに
利用料金(1回)	1,670円	2,500円	3,960円	840円を追加
自己負担1割分	(167円)	(250円)	(396円)	(84円を追加)
☆生活援助		20分以上～45分未満	45分以上	
利用料金(1回)	—	1,830円	2,250円	—
自己負担1割分	—	(183円)	(225円)	—

介護予防 訪問介護費(Ⅰ)	要支援1・2 週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者	一月につき 11,760円	一月につき 1,176円
介護予防 訪問介護費(Ⅱ)	要支援1・2 週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者	一月につき 23,490円	一月につき 2,349円
介護予防 訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者	一月につき 37,270円	一月につき 3,727円

☆特定事業所加算(Ⅱ)→ 所定単位数の10%を加算します。

☆初回加算→200円(自己負担・1月につき)

新規に訪問介護計画を作成するご契約者へ対して、初回月にサービス提供責任者が訪問介護を行った場合、もしくは同行訪問した場合に加算されます。

☆緊急時訪問加算→100円(自己負担・1回につき)

ご契約者や、その家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたうえで、計画に無い訪問介護(身体介護)を行った場合に、加算されます

☆平常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

夜間(午後6時00分から午後10時まで):25%

早朝(午前6時から午前8時00分まで):25%

深夜(午後10時から午前6時まで):50%

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意を得て、通常の利用料金の2倍をいただきます。

・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施している事業所に対して、上記で算出された総単位数にサービス別加算率(13.7%)を乗じた額を加算します。

☆介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等を実施している事業所に対して、上記で算出された総単位数にサービス別加算率(6.3%)を乗じた額を加算します。

☆新型コロナウィルス感染症に対応するため特例的な評価

令和3年9月30日までの上乗せ分を基本報酬に(0.1%)上乗せする。

★出張所と同一の敷地内にある集合住宅の入居者にサービスを提供した場合、所定単位数の100分の90に相当する額を算定します。(10%の減額)